

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場記念作品等設置等アドバイザー
会議設置要綱

(平成 28 年 1 月 15 日平成 27 年度要綱第 27 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、新国立競技場の建設に際し、既存の壁画、塑像、工作物等(以下「記念作品等」という。)の設置等について検討する国立競技場記念作品等設置等アドバイザー会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 会議は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が、記念作品等に関して、事業者からの提案内容を踏まえ、芸術的・美術的価値及び歴史的価値の観点から設置等を行うため、必要な以下の事項について助言する。

- (1) 設置コンセプトに関すること。
 - (2) 設置場所に関すること。
 - (3) 具体的な設置方法等に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、記念作品等の設置等に関し必要な事項
- 2 設置等に際しての特殊性等を勘案し、専門的見地から個別の助言を行うことができるものとする。

(組織)

第 3 条 会議は、アドバイザー 5 名以内で組織する。

- 2 会議に座長を置き、アドバイザーの互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名するアドバイザーが職務を代行する。(アドバイザー)

第 4 条 アドバイザーは、外部の有識者により構成することとする。

- 2 アドバイザーは、理事長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 会議は、理事長が招集する。

- 2 会議は、過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議にアドバイザー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(役職員の出席)

第 6 条 センターの役職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は、国立競技場施設整備課において処理する。

(運営の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事運営上必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月15日から施行する。